

審 査 基 準

A-n-2

令和4年4月1日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第5条第5項
処 分 の 概 要：認定証の再交付
原権者(委任先)：愛知県公安委員会
法 令 の 定 め：国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する 法律施行規則第6条（認定証の再交付の申請）
審 査 基 準：「法令の定め」に尽くされている。。
標 準 処 理 期 間：14日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：主たる営業所を管轄する警察署の交通課
問 い 合 わ せ 先：愛知県警察本部交通総務課事故対策室 電話（052）951-1611 内線5034
備 考：